

氏 名	ゆたか 豊 嘉 哲
学位(専攻分野)	博 士 (経 済 学)
学 位 記 番 号	経 博 第 243 号
学位授与の日付	平成 18 年 3 月 23 日
学位授与の要件	学 位 規 則 第 4 条 第 1 項 該 当
研究科・専攻	経 済 学 研 究 科 経 済 動 態 分 析 専 攻
学位論文題目	EU の共通農業政策

論文調査委員 (主 査) 教 授 本 山 美 彦 教 授 岩 本 武 和 助教授 久 野 秀 二

論 文 内 容 の 要 旨

本論文は、GATT ウルグアイ・ラウンド（UR、1986～94年）以降の EU 共通農業政策（CAP）を検討したものである。農産物は、UR 以前は GATT の対象外とされていた貿易品目の 1 つであった。しかし、UR は、それまで対象外であった貿易品目についても、貿易自由化を促進することを課題としたのである。そのために、農産物輸入を制限し、政策的に農産物価格を高水準に維持するという従来の CAP は、転換を迫られることになった。マクシャリー改革（1992年）は、UR に対応して CAP を見直した最初のものである。それは、価格上乘せ型補助金の撤廃（すなわち、農産物価格の引き下げ）するかわりに、価格メカニズムの機能を妨げない補助金（すなわち、直接支払い）を導入するというものであった。マクシャリー改革に端を発する CAP の見直し作業は、大きな軋轢を EU に醸し出しながらいまなお続けられている。このような流れの中で、UR 以降の CAP がどのように変容させられたのかを本論文は検討している。2004年に中東欧諸国（CEEC）の EU 加盟が実現したが、そのことがまた、CAP の改革を複雑なものにした。本論文の力点は、ここに置かれている。

第 1 章では、農村社会や農村の環境・景観を維持していくには農家の存在が不可欠であり、農家の役割は食料生産だけではないという主張を明確に打ち出したマクシャリー改革の経緯と、それに関する論争が紹介されている。農業補助金は、価格支持から直接支払いへと転換されはしたが、農村社会の維持という EU の目標を明示したことによって、結果的に補助金の削減は、マクシャリー改革では行われなかった。非効率的な農家を市場から撤退させるべきであるというような見解は、農村社会の維持という建前の下で退けられたのである。

第 2 章では、CAP の再国別化が EU 財政との関連で論じられる。再国別化とは、CAP に関する権限を EU から加盟国に戻すことである。再国別化を実施すれば効率的政策運営が実現し、CAP 予算を縮小できるという主張が、マクシャリー改革以降登場してきた。これは、EU の理念を浸食するものである。EU は、EU 全体の見地から財政政策を策定すべきだとし、各国もそうした全体の動向に自国の財政政策を合わせるということを重要な理念の 1 つとしていた。しかし、再国別化という、各国が独自の農業政策を採用してもよいということになれば、財政の連帯という、これまでの原則は壊されてしまう。EU 全体の見地から、各国が政策をすり合わせることを「結束」(cohesion) という。この点を巡って激しい論争が展開されたことは当然であるが、いまのところ、再国別化への動きが優勢を占めていて、EU の「結束」という理念は掘り崩されつつあると本論文は指摘する。

第 3 章は、農村開発政策、すなわち、農村に雇用と所得の源泉求めるという政策を検討している。農村社会を維持していくためには、農村人口の減少という事態に歯止めをかける必要がある。中東欧諸国（CEEC）が EU に加盟すれば、従来の EU の農業は新たな競争相手を内部に抱えてしまうことになり、その結果、離農、農村人口の減少を促進させてしまう。そうした流れを阻止する政策を詳しく紹介したのが第 3 章であるが、本論文は、そうした政策の将来性に対しては悲観的である。十分な資金的裏付けがなく、加盟国間の足並みの乱れが、建前としての農村開発を進展させることができない致命的な原因であると、本論文はいう。

第4章では、CEECがEUに加盟しても、直接支払いをCEECに対して実施しないという意向を欧州委員会が示したことによって巻き起こされた論争が紹介されている。欧州委員会は、EU財政の拡充が困難であるということ、新加盟国への補助金支払い拒否の理由に挙げた。それが、EUの結束の理念をさらに掘り崩し、EUの内部に大きな差別化を生むことになるだろう。こうして、EU共通の政策であったCAPの性格は、大きく歪められることになった。

第5章では、CEECの深刻な農業事情が説明されている。CEECでは、工業部門が、EU15か国からのFDI（海外からの直接投資）によって高成長を享受しているのとは対照的に、農業部門は、失業、低所得、低生産性という問題に直面している。にもかかわらず、欧州委員会は、ことCEECについては、市場原理を重視し、企業家的農家を育成するという方針をもっている。CEECの農家への支援の推移がこの章で説明されているが、方向性としては、これら諸国の農家は切り捨てられているという。

第6章は、マクシャリー改革以後のCAP改革が、EUと関係の深い「アフリカ・カリブ海・太平洋諸国」(ACP)の農業部門にどのような影響を及ぼしているのかを論じている。CAP改革以降、EU産農産物のACP向け輸出は、実質的にはダンピング輸出になってしまっている。2008年以降、ACPはEUと「経済連携協定」(EPA)を結ぶという合意が成立しているが、そうした協定によって、EUのダンピング輸出に歯止めがかかる可能性は低い。経済連携協定は、ACPの自立よりも、EU農産物の市場として位置づけられる側面が強いと本論文は危惧する。ACPの犠牲の上にCAPが維持されるようになるとの批判も出されているが、本論文はそうした批判を正しいものと受け止めている。ここでもまた、ACPを重要なパートナーとして位置づけてきたEUの理念の1つが大きく後退し、EUは通常の状態に成り下がる可能性が大きくなっていると本論文は悲観的な結論を出している。

論文審査の結果の要旨

GATTウルグアイ・ラウンド(Ur)以降の「EU共通農業政策」(CAP)を扱った本論文は、1990年代に生じたCAP改革をめぐる係争点を、主としてEUの公式文書に依拠しつつ、丹念にフォローし、それに関連する先行研究のサーベイも確実になされている。その上で、本論文のオリジナリティと貢献は、以下の点に認められる。

第一に、EU加盟国とEU諸機関(欧州委員会など)という、2つのレベルのアクターだけではなく、EU加盟国内のサブナショナルレベルの地域、諸外国、WTOなどの国際機関といったアクターの動きにも焦点を当てながら、CAP改革とその影響を、「結束」(cohesion)というキーワードを用いて統一的に論じている点にある。EUにおける市場統合の進展にとって重要であった「結束」という理念は、90年代に展開されたCAP改革によって確実に掘り崩されつつある。そうした経緯を、農村開発政策、中東欧へのCAPの適用、農産物に関するEUとアフリカ・カリブ海・太平洋諸国(ACP)との関係の変化などを丹念に追って論証した点に本論文の貢献がある。

第二に、新規加盟国である中東欧諸国(CEEC)へのCAP適用を、開発経済学的手法を用いて詳細に分析していることである。EUは、設立の理念の1つに、統合が進展しても、そのことによって経済発展から取り残されていく地域に対する再分配機能を強化するということがある。「開発経済学」(Developing Economics)は、こうした理念から生み出されたものであるが、その理念もまたCEECとの関係によって、腐食されつつある。この点についても、本論文は、丹念に事態の経緯を追っている。CEECの農業部門と工業部門の生産性格差を測定した上で、CEECでは、農業部門が発展から大きく取り残されていることを検証して、これら諸国の農村開発政策こそ強化されるべきであることを本論文は強調する。しかし、実際には、CEECの農業は、CAPの対象から外される傾向にあると、本論文は批判する。EUには、今後も多数の国が新規に加盟するようになるであろうが、現在のようなCAPの変容が続くかぎり、新規加盟国の農業部門はますますEUの共通政策の対象ではなくなるであろうと本論文は悲観的な予測を打ち出している。こうした批判は、EUの理念を手放しで称賛しがちな従来の多くのEU論に反省を迫るものである。

第三に、EUにおける「結束」を向上させながら、それと対立するWTOルールとも整合的であるようにCAPを調整しなければならないという困難な状況に追い込まれたEUが、ACPとの従来の農産物取引慣行を急速に変え始めたことを批判的に検討していることである。CAPの恩恵をこうした諸国にも適用してきたこれまでの政策が後退し、ACPをEUの農産物の市場としてEUが位置づけたことが説明されている。これでは、EU内部の「結束」を維持するために、ACP

の「結束」を犠牲にするということになってしまうと、本論文は批判する。

このように優れた点を含みながらも、本論文には、以下のような課題も残されている。

第一に、EU 農業政策・貿易政策の形成・執行過程に関わる加盟国、EU 諸機関、諸外国、国際機関等の動向に比して、それら過程で同様に重要な役割を果たしてきた非国家的アクターであるアグリビジネス及び農外資本、業界団体の動向、農民団体や市民社会組織（NGO）の動向への配慮が不足している。

第二に、そのこととも関わって、CAP 改革の影響が、どのような形で農場や農村に現れているかを論じることが不足しているという欠点も抱えている。そもそも農業はじつに多様な産業であるにもかかわらず、本論文は農業一般を論じてしまう傾向が強い。加盟国、EU 機関、各地域といったアクターの相互作用によって農業政策を論じることにより力点が置かれたために、農村の具体的イメージが希薄にならざるを得なかったのであろうが、それでも、多様な EU の農業経営の具体像についても言及しておくべきであった。

第三に、農業補助金の受け手についての分析も同時に行われるべきであった。CAP 補助金の相当部分が、巨大多国籍企業を含むアグリビジネスや一部の大農業経営者に支払われているとの NGO の調査もある。こうした調査は EU の公的な報告書では記述されていない。その意味で、本論文は NGO による研究にいま少し目配りをしてほしかった。それによって、本論文の示唆がもっと説得力を増したことであろう。

こうした残された課題があるものの、EU 農業が今後とも抱えるであろう 3 つの問題、すなわち、新規加盟国の増加、外国からの農業保護削減要求、EU 内部の農工間格差の拡大という問題が生み出す、EU の闇の部分に執拗に摘出した本論文は、EU の光の部分だけを見がちであった EU 研究に対する反省を迫るものである。EU の理念と将来の発展への強い期待を表明しつつも、EU の闇の部分への目配りを行った本論文の意義は深く、CAP 研究を大きく前進させたという貢献は大きい。

よって、本論文は博士（経済学）の学位論文として価値あるものと認める。

なお、平成18年1月19日、論文内容と、それに関連した試問を行った結果、合格と認めた。